

砥部町介護予防地域活動支援事業費補助金交付要綱

平成 19 年 3 月 30 日

砥部町告示第 49 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地域支援事業として介護予防地域活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、町内各地域で活動を行う団体等の介護予防に対する円滑な活動の実施及び育成支援に資することを目的とする。

(補助金対象経費)

第 2 条 補助金対象経費は、地域で活動を行う団体等が実施する活動経費のうち、事業に必要な報償費、賃金、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料及び備品購入費とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度として、町予算に計上された範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 この補助金の交付を受けようとするものは、介護予防地域活動支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは、介護予防地域活動支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請書に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第 6 条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業申請者」という。）が、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）内容を変更しようとするときは、あらかじめ介護予防地域活動支援事業変更承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 7 条 補助事業申請者は、補助事業完了後、速やかに介護予防地域活動支援事

業実績報告書（様式第４号）に活動報告及び収支決算書を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第８条 補助事業申請者は、介護予防地域活動支援事業費補助金交付請求書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第９条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付する。

（補助金の概算払い）

第１０条 町長は、前条の規定にかかわらず、活動上必要と認められたときは、補助金の一部又は全部を概算払できる。

２ 前項に規定する概算払の交付を受けようとするときは、介護予防地域活動支援事業費補助金概算払請求書（様式第６号）に町長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

３ 前項に規定する概算払を受けたときは、第８条の規定にかかわらず、介護予防地域活動支援事業費補助金精算払請求書（様式第７号）を提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第１１条 補助事業申請者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第１２条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、支持を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第１３条 町長は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１） この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

（２） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（３） その他補助事業の執行について、不正の行為があったとき。

（その他）

第１４条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。